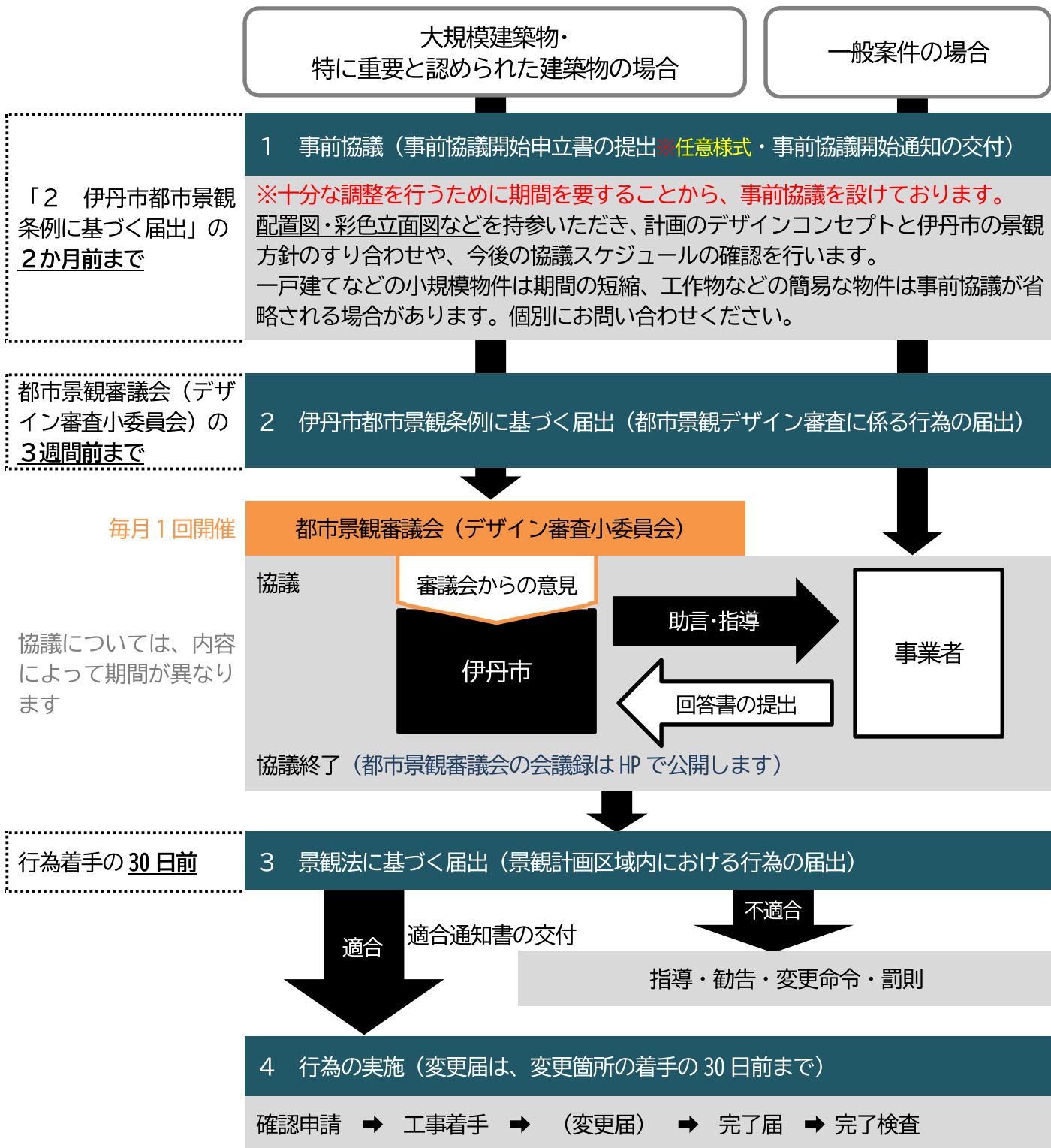


協議と届出の流れ

※の様式は任意です。HPに様式例を掲載しています。



※完了検査後、不適合時は勧告・公表する場合があります

【都市景観審議会（デザイン審査小委員会）】

伊丹市都市景観条例の中で、市が、届出者に対し、助言・指導するために特に必要な事項について意見を聴かなければならないとされている、学識経験者で構成される機関です。

建築行為等が景観計画に適合していることは前提のもと、より伊丹市の方針・周辺環境と調和した景観形成に向けて、意見を聴くための会議をします。事業者様（設計者）にもご出席いただきます。

■都市景観審議会 会議用 必要資料（その他、物件に応じて必要なものや期限が異なる場合があります。）

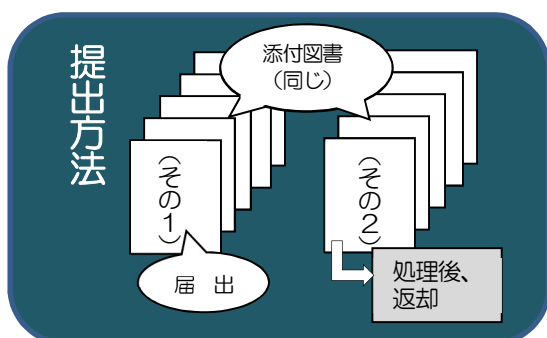
- ・会議2週間前：条例の届出書（写し）と、裏面の添付図書（②～⑪）を印刷し、Z折りしたものを5部
- ・会議3日前：外装材の見本（タイル等）、提出書類のPDF（CD焼き付け）

都市景観デザイン審査に係る行為の届出書 および 景観計画区域における行為の届出書
■添付図書一覧（2部用意し、その1：正本 その2：副本 にそれぞれ添付してください。）

	書類名 ※増築については、物件により提出書類が異なります。	建築物		工作物	広告物	開発行為
		新築・改築 移転・ ※増築等	外観の 変更等			
①	委任状(当該届出事務を事業者以外が行う場合) ・様式は任意とする(HPに様式例あり)	○	○	○	○	○
②	都市景観勘案書(様式第2号) ・都市景観形成について配慮した点を、明確・簡潔に文章にて表現する	○	○	○	○	
③	付近見取図(縮尺 1/2,500 以上) ・事業地を赤色で彩色する	○	○	○	○	○
④	敷地・周辺現況写真 ・撮影場所・方向を示す地図を添付する	○	○	○	○	○
⑤	配置図又は土地利用計画図(縮尺 1/200 以上) ・敷地境界線等を朱線にて表示する。開発行為の場合は開発区域の境界、区域内の土地利用の区分が記載されたもの	○	○	○	○	○
⑥	彩色立面図(縮尺 1/200 以上 *建物の大きさにより変更可) ・各部の仕上げ、色彩のマンセル値及び屋上の設備機器を記載 ・基準値外色使用箇所は見付面積各面に彩色し、使用面積計算表を添付する	○	○	○	○	
⑦	外構平面図(縮尺 1/200 以上) ・門、塀、フェンス、舗装等の配置、仕上げ及び色彩を記載し、植栽部分に彩色したうえで樹種、樹高、配置を記載する	○				
⑧	透視図(パース等) ・道路その他の公共の場所から見た透視図で、彩色を施したもの	○				
⑨	各階平面図(縮尺 1/200 以上) ・屋上部、バルコニー一部等に配置する設備機器が記載されたもの	○				
⑩	断面図(縮尺 1/200 以上)	○				
⑪	造成計画縦横断面図(造成工事を伴う場合) ・隣接する道路や宅地等の関係も併せて表現する					○

●一般案件でも、必要に応じて外装材見本の提示をしていただく場合があります。

●アンテナなどの簡易な工作物は、上記2件の届出を同時に行い、添付図書は正（その1）・副（その2）各1部とすることが可能です。別途お問い合わせください。



伊丹市

伊丹市都市計画課（4階 N-100 窓口）
 都市計画・都市景観グループ
 〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
 電話 072-744-2262 FAX 072-784-8048
 E-mail toshikeikaku@city.itami.lg.jp